

# 埼玉県放課後児童クラブ ガイドライン

埼玉県

平成27年3月

(令和3年1月時点修正)

# 目 次

	ページ
<b>【放課後児童クラブガイドライン】</b>	
1 ガイドラインの趣旨	1
2 総論関係	1
3 設備に関する基準	1
4 職員に関する基準	1
5 運営に関する基準	2
6 障害児の入室に関すること	3
<b>【様式集】</b>	
1 運営の内容の説明（第5条第4項関連）	6
2 設備の基準（第9条関連）	9
3 運営規程（第14条関連）	15
4 放課後児童健全育成事業者が備える帳簿（第15条関連）	17
5 苦情への対応（第17条関連）	34
6 保護者との連絡（第19条関連）	36
7 事故等の報告（第21条関連）	38
8 事業開始届等（児童福祉法34条の8関連）	41
<b>【参考資料】</b>	
○児童福祉法	
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	44
○放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省）	45

# 埼玉県放課後児童クラブガイドライン

## 1 ガイドラインの趣旨

この埼玉県放課後児童クラブガイドラインは、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）（以下、「設備運営基準」という。）を踏まえ、埼玉県が目指す放課後児童クラブの望ましい基準を示したものである。

各市町村が定める条例等を遵守した上で、国の放課後児童クラブ運営指針と併せ、放課後児童クラブの設備及び運営の向上への参考としていただきたい。

また、旧埼玉県放課後児童クラブ運営基準にあった様式例等は様式集として取りまとめたので、必要に応じ適宜修正し活用していただきたい。

なお、このガイドラインは今後、国が策定する省令や通知を踏まえ、必要に応じ、随時見直しを行う予定としている。

## 2 総論関係（設備運営基準第1条～第8条）

### (1) 最低基準の向上について（第3条第及び第4条）

市町村が最低基準を常に向上させるよう努めること及び、放課後児童健全育成事業者（以下、「事業者」という。）が最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させることを実現するため、市町村は、各放課後児童クラブに対して、現場確認を含めた設備運営の実態調査を定期的に行うこと。

また、県は毎年、各市町村における放課後児童クラブの設備及び運営の状況を調査し、これを公表する。

### (2) 対象児童の範囲（設備運営基準第5条第1項）

放課後児童健全育成事業における支援の対象となる、小学校に就学している児童については、次のことに配慮すること。

ア 保護者の疾病や介護などにより昼間家庭で養育が困難な場合は対象とする。

イ 地域の実情に応じ、配慮するよう努めること。

① 児童については、特別支援学校小学部のほか、公立小学校以外（国立、私立、外国人学校）の児童等についても受け入れ対象とする。

② 児童は、各市町村内に在住又は在学のいずれかを満たす場合を対象とする。

③ 保護者以外の同居人（祖父母など）が在宅の児童も対象とする。

④ その他、児童の生活環境や児童の発達状況等から健全育成上、放課後児童クラブが必要と認められる児童を対象とすることができる。

## 3 設備に関する基準（設備運営基準第9条）

### (1) 必要面積（第9条第2項）

専用区画の面積については、設備運営基準を超えて、次のとおりとする。

専用区画の面積は、クラブ室内の児童が生活（休息・遊び・学習など）するスペースであり、児童1人につき設備部分を除いて1.65㎡（畳1畳分）以上の広さを確保する。

#### 4 職員に関する基準（設備運営基準第10条）

##### （1）放課後児童支援員の配置（第10条第2項）

放課後児童支援員の配置については、設備運営基準を超えて、次のとおりとする。

- ① 放課後児童クラブにおいて利用者の支援に従事する職員である放課後児童支援員（以下「支援員」という。）については、各支援単位の児童数に応じた次の配置とする。

児童数	20人未満	20人以上
支援員数	2名以上	3名以上

※児童数増に伴って支援員の増員が必要な場合は増員を図る。

##### ② 常勤職員の配置

支援員の役割と仕事内容から、運営形態に関わらず、常勤での複数配置に努める。

※「常勤」とは事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者。

##### （2）支援の単位（第10条第4項）

支援の単位については、設備運営基準を超えて、次のとおりとする。

集団活動を指導できる規模である一つの支援単位の児童数は、40人以下とする。

一つのクラブを複数の支援単位に分ける場合は、支援の単位ごとに活動を行う場所が特定できるよう壁やパーテーションで区切るよう努めること。

#### 5 運営に関する基準（設備運営基準11条～21条）

##### （1）利用料等について（第14条第4号）

###### ア 適正な執行管理

利用者の保護者が支払う利用料等の徴収、管理及び執行は、適正な管理者のもと最善の注意を持って行い、定期的な検査や決算報告など必要な会計ルールを定め、適正で開かれた執行を行うこと。

###### イ 利用料の軽減

利用料の納付義務者において、特別の事情があり、保育料の全部又は一部を負担することができないと認められるときなどは、各市町村における他の制度との整合を図りながら軽減に努めること。

##### （2）開所時間及び日数について（第18条）

事業者が定める開所時間及び日数については、設備運営基準に加え、次のとおりとする。

###### ア 開所時間：開所時間は児童を受け入れる体制が整っている時間であり次のとおりとする。

- ① 平日は、学校の終業時間から18時30分まで開所すること。
- ② 学校休業日は、8時00分から18時30分まで開所すること。
- ③ 開所時間は、保護者の労働などの実態に合わせて延長するよう努めること。
- ④ 開所時間の前後の時間を使い、必要な準備時間を設けること。

###### イ 開所日：開所日は、地域の実情や保護者の就労状況を考慮し設定する。

- ① 平日、土曜日、夏休み、冬休み、春休みは開所すること。
- ② 学校休業日で開所の必要がある場合は開所すること。
- ③ 重大な災害や感染症が発生したときなど休室とする場合を想定して、事前に、児童の保護者と学校との協議を行っておくこと。

## 6 障害児の入室に関すること

保護者が労働等により昼間家庭にいない場合の小学校に就学している児童などで、障害のある児童（以下、「障害児」と称する。）に対して、放課後の生活を通して様々な児童と活動をともにすることにより、障害児の健全育成を図るよう努める。

### (1) 障害児の受入れの進め方について

#### ア 対象児童

受入れの対象となる障害児は以下の要件を満たすものとする。

- ① 障害者手帳、療育手帳を所持している児童又は専門機関において障害と判定された児童
- ② 他の児童と同様に放課後児童クラブの入所要件を満たしている児童
- ③ 事業実施主体（市町村、事業者）が入室を認めた児童

#### イ 入室判定

##### ① 入室判定の趣旨

障害児本人の障害の程度や種類、放課後児童クラブ側の条件によっては、当該障害児の障害に配慮した指導を行うことが困難な場合が考えられる。そのため、入室について慎重な判断が必要とされるが、極力、障害児及びその保護者の立場に立ち、入室判定を行うこと。

- ② 児童の入室を判定するため、入室判定会議を開催すること。
- ③ 入室判定は、次により行う。

##### 1) 児童確認書類

支援に当たる上で、保護者と連携しながら行うことが必要であり、児童の障害や家庭での状況など、必要な状況を把握すること。（障害のない子どもの調査票に準じて作成）

- ・ 生活状況調査票（学校での状況も含む）
- ・ 障害に関する状況調査票
- ・ その他必要とする申し出書

##### 2) 面接

市町村担当課及び支援員は、入室希望の児童及び保護者と面接を行い、上記調査票の内容やその他の注意点などを確認又は情報交換すること。

##### 3) 入室判定会議

市町村担当課、事業者は、入室の判定を行うための会議を開く。

（入室判定会議の構成員の例）事業実施責任者、支援員、当該児童の担任等の教員、障害に関する有識者など

##### 4) 判定会議の結果

入室に対する判定結果は、保護者あて通知するものとする。特に入室を承諾しない場合については、その理由を付して行うものとする。

### (2) 支援員の増員について

障害の児童を保育する場合には、障害の内容や児童の体格などの条件により、障害児を受け入れるために必要な専門知識等を有する支援員の配置人数を考慮して行うよう努めること。

### (3) 施設の改修について

施設の新設や改修に当たっては、障害のある児童の受入を前提にした配慮が必要であり、バリアフリー構造となるよう埼玉県福祉のまちづくり条例・同施行規則に準じること。

また、実際の入室に伴って生じる補完的な補修も生じると考えられるので、その都度適宜対応するよう努めること。

### (4) 関係機関との連携について

児童の生活経過や日常の対応に関与している機関などとは、児童の日常保育を実施するためには連携をする必要がある。保護者と連携先などを協議し、必要がある場合には、関係機関に相談や情報提供を行うこと。

#### (関係機関の例)

- ・ 市町村 小学校担当教諭、障害児童福祉担当課、保健センター、就学前に通所していた保育所や通園施設、病院
- ・ 県 保健所、児童相談所、特別支援学校
- ・ その他 放課後等デイサービス事業所、障害者通所・入所施設など障害に関する業務を行っている施設